

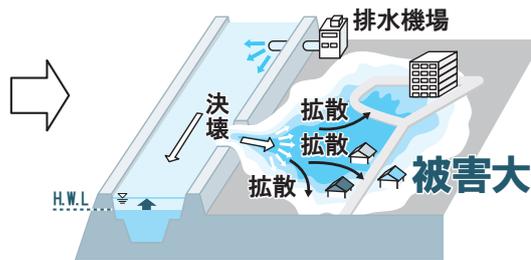
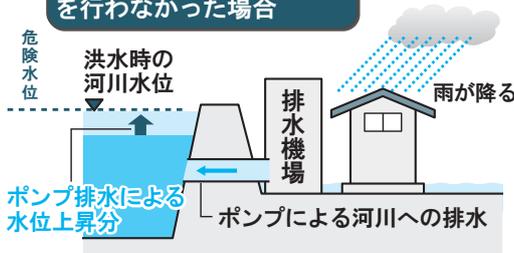
堤防決壊などによる甚大な被害を回避するために！

ポンプの運転調整を行います

ポンプの運転調整とは？

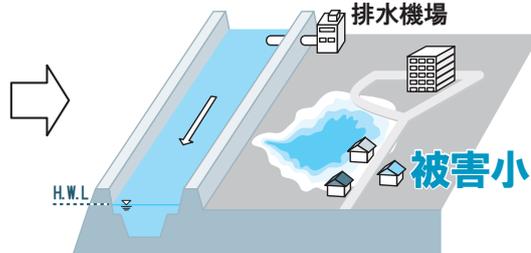
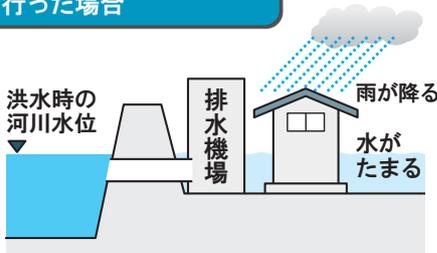
堤防の決壊や越水による六角川・牛津川の河川の氾濫による災害を防止するため、排水ポンプの運転を停止することです。

洪水時にポンプの運転調整を行わなかった場合



河川の水位が高くなり、決壊や越水による危険が高くなります

洪水時にポンプの運転調整を行った場合



河川の水位上昇を抑制するため、ポンプを一時的に停止し、内水排水を規制します

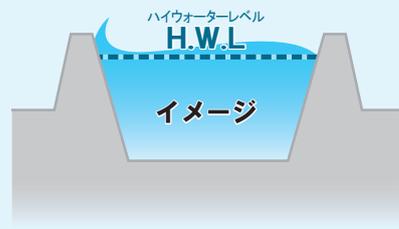
洪水時は、雨が降ることにより河川の水位が上昇し、堤防が耐えられる最高の水位 (H.W.L) を超えると、決壊・越水が生じ地域にとって壊滅的な被害を招く恐れがあります。このような状況を回避するために、ポンプの運転調整を実施します。

ハイオーバーレベル

H.W.Lとは…

堤防が耐えられる最高の水位。

河川の水位が H.W.L を超えると堤防が決壊したり、あふれたりする危険があります。



六角川・牛津川は、流域でポンプ排水量約360m³/sの排水機場が整備されており、洪水時による河川水位への影響は無視できないものとなっています。このため、河川氾濫による甚大な洪水被害を回避するため、最終的な手段としてやむを得ず実施するものです。六角川流域ではこれまで平成21年7月、平成24年7月および平成30年7月に運転調整を実施してきました。

【ポンプ運転を停止する条件】

- 条件① 各排水機場地点で六角川・牛津川の河川の水位（外水位）がH.W.L.を超えた場合
- 条件② 各排水機場の下流地点において、六角川・牛津川の河川の水位（外水位）がH.W.L.に達した場合
- 条件③ 各排水機場の下流地点において、堤防の決壊、越水、漏水など重大な災害が発生する恐れがある場合

【ポンプ運転を再開する条件】

雨域や潮位の影響から、増水の恐れがないと思われるとき

地域によって条件が異なります 図をご確認ください！

六角川排水ポンプ運転調整協議会

佐賀県、武雄市、多久市、小城市、大町町、江北町、白石町、農林水産省、国土交通省

問・建設課（東館1階）【担当】池田正・池田義 ☎37・6120
 ・国土交通省九州地方整備局 武雄河川事務所 管理第一課 ☎0954・23・5151 ✉qsr-takeo@mlit.go.jp
 ホームページ <http://www.qsr.mlit.go.jp/takeo/>

既設排水機場位置図および運転調整の判断基準となる水位観測所



河川等モニタリングカメラを活用しましょう

問 建設課（東館1階）【担当】辻・徳永 ☎37・6120

（市ホームページ）



動画での確認はバナーをクリックしてください

市内の河川や排水機場を中心に、緊急時などの対応を支援するためのモニタリングカメラを設置しています。

市ホームページの画面右側にある「小城市水害監視カメラ」のバナーをクリックしてください。ページ内の「河川カメラ一覧画面」で、現在の河川などの状況を確認することができます。

また、地図上のポイントを押すと、モニタリングカメラ設置箇所の拡大画面に切り替わります。

- ① 携帯電話のバーコードリーダーで右のQRコードを読み取ります。
- ② URLが表示されるので、決定ボタンを押し接続します。
- ③ ページが表示されます。



《携帯電話でも静止画像を見ることができます》

災害に備えて

～避難所を知ろう！～

台風や大雨による災害が全国各地で数多く起きています。災害はいつ起こるかわかりません。もしものときに備えて、避難所を確認しましょう。

指定避難所(合計35カ所)

枠で囲まれた4カ所は拠点避難所です。災害が発生する恐れがあるとき、まず、この4カ所を自主避難所として開設しています。



小城町

・桜楽館

- ・ゆめぷらっと小城
- ・三里小学校 ・桜岡小学校
- ・岩松小学校 ・晴田小学校
- ・小城保育園 ・三里保育園
- ・晴田幼稚園
- ・小城中学校
- ・小城公民館三里支館
- ・小城公民館晴田支館
- ・小城公民館岩松支館
- ・小城体育センター

牛津町

・牛津公民館

- ・牛津体育センター ・アイル
- ・牛津小学校 ・砥川小学校
- ・牛津中学校 ・牛津武道館
- ・砥川保育園
- ・牛津公民館別館

三日月町

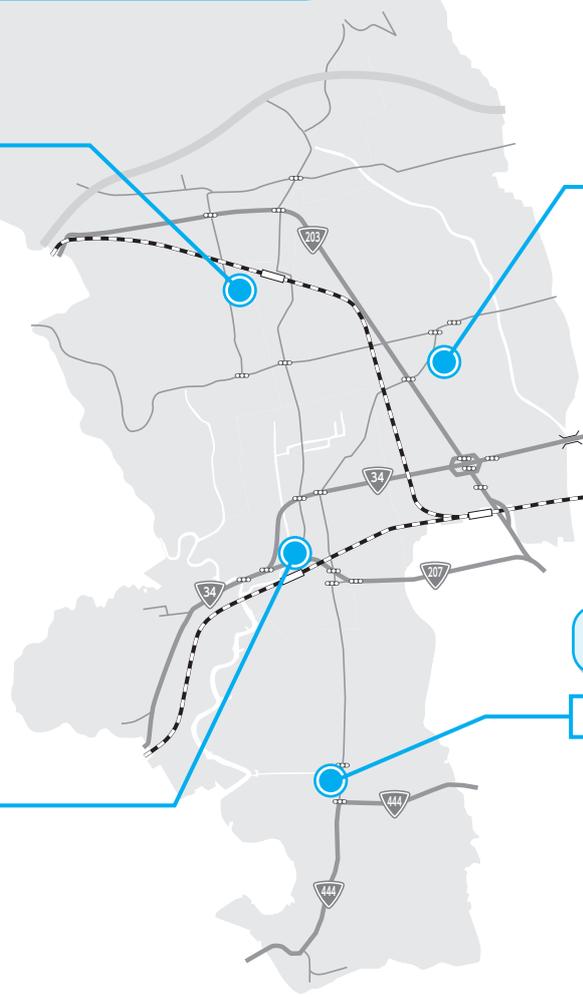
・ドッキング三日月

- ・ゆめりあ
- ・三日月中学校
- ・三日月小学校
- ・三日月幼稚園
- ・児童センター
- ・三日月体育館

芦刈町

・ひまわり

- ・芦刈小学校
- ・芦刈中学校
- ・芦刈文化体育館
- ・あしぱる



市ホームページでは、さらに詳しい場所がわかります。



災害の程度、箇所および避難所の被災状況を見て避難所を選定し、開設します。開設時には、防災無線での放送や市ホームページ、防災メールでお知らせしますので、ご確認ください。

(本誌26ページに「災害情報の収集方法」を載せています)

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ

問 国保年金課（西館1階）【担当】塚元・野田 ☎37・6101

～新しい保険証を7月12日（金）から順次発送します！～



佐賀県 有効期限 令和2年 7月31日
国民健康保険 被保険者証 一般 記号 番号 0000001
氏名 小城 一郎
生年月日 昭和29年 1月11日 性別 男
適用年月日 平成26年 4月 1日
交付年月日 令和元年 8月 1日
世帯主氏名 小城 一郎
住所 小城市三日町長神田2312番地2
保険者番号 410084 交付者名 小城市

見本

保険証の有効期限は7月31日です

現在お持ちの保険証は、令和元年（平成31年）7月31日が有効期限です。期限が切れた後は、裁断するなどして破棄してください。**新しい保険証は、7月中に【簡易書留】でお届けします**ので、8月以降にご使用ください。保険証の色は左記のように変わります。

《お願い》

新しい保険証が届いたら、住所・氏名・性別・生年月日の確認をお願いします。記載内容に誤りがある場合は、ご連絡ください。

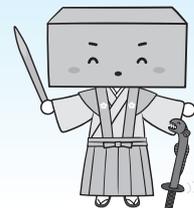
各種保険証	旧	新
国保	ピンク色	うぐいす色
後期高齢	だいたい 橙色	水色

あなたは2つの保険資格(国民健康保険と社会保険など)を持っていませんか？

社会保険や建設国保などの加入・喪失手続きは、会社が行ってくれますが、国民健康保険の加入・喪失手続きは自分でしないといけません！

手続きをしないと、**社会保険料と国保税を二重に支払うこと**になります。右記のものを持参し、国保年金課で手続きを行ってください。

- 加入した健康保険の保険証（扶養家族分も）
- 国保の保険証（切り替えた人全員分）
- マイナンバーが分かるもの（世帯主および対象者分）（通知カード、個人番号カードなど）
- 印かん（朱肉を使うもの）



～医療費が高額になりそうなとき～

入院や高額な外来を受診する時に「限度額適用認定証」を医療機関に提示すると、窓口負担が自己負担限度額までになります。限度額適用認定証が必要な場合は、国保年金課へお問い合わせください。

※限度額は、世帯の所得によって異なります。

※70歳以上の人は、世帯によって限度額適用認定証が必要でない場合があります。

国民健康保険

8月以降に限度額適用認定証を利用される人は、**8月以降に手続きが必要です**。印かん、保険証、マイナンバーが分かるものを持参し、国保年金課で手続きを行ってください。

※国保税に滞納がある場合は発行できません。

後期高齢者医療

現在、限度額適用認定証をお持ちの人で、8月以降も負担区分に変更がなければ、新しい認定証を**保険証と一緒に7月中に送付します**。

※現在お持ちでない人で、対象の人は、申請により交付を行います。対象者のマイナンバーが分かるもの、申請者（記入される人）の印かんを持参し、国保年金課で手続きを行ってください。

国民年金保険料免除制度をご活用ください

問 申 国保年金課 (西館1階) 【担当】 後藤・塚元 ☎37・6101

保険料(令和元年度の保険料は月額16,410円)を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請によって保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

※国民年金保険料を未納のまま放置すると年金を受給できない場合があります。

①全額免除・一部免除申請

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が全額免除または一部免除になります。

②納付猶予申請

50歳未満の人で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

③学生納付特例申請

特例が認められた学校(大学・短大・専門学校など)の学生で本人の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

免除と未納の違い				
	全額免除	一部免除※	納付猶予 学生納付特例	未納
障害・遺族基礎年金の受給資格期間に計算されるか?	○	○	○	×
老齢基礎年金の受給資格期間に算入されるか?	○	○	○	×
老齢基礎年金の年金額に反映されるか?	○	○	×	×

※一部免除は、一部免除保険料を納付しなければ未納扱いとなります。

※①～③は、申請時点の2年1カ月前の月分まで申請することができ、申請が遅れると万が一の際に障害基礎年金などを受け取れない場合があります。

申請に必要なもの

《上記①②を申請する人》

- ・印かん(朱肉を使うもの)
- ※平成30年中の所得が未申告の人は申請の受付ができない場合があります。

その際は所得の申告を終えてからの受付となります。
(申請者の配偶者や世帯主が未申告の場合も同様です)

《上記③を申請する人》

- ・印かん(朱肉を使うもの)
- ・学生証の写し、または在学証
明書



令和元年7月～令和2年6月分の国民年金保険料免除などの申請受付を、**7月1日(月)**から始めます。

退職(失業)時の

特例免除制度

免除などの申請をする年度または前年度に退職(失業)した人は「**特例免除制度**」を利用できます。この特例制度は、退職された人の所得を除外して審査が行われます。

ただし、退職された人以外に一定以上の所得があるときは免除などが認められないことがあります。

特例免除申請に必要なもの

- 離職票または雇用保険受給資格者証(ハローワーク発行)の写し。
- ※公務員の人は退職辞令の写しで可。

療育キャンプ参加費を助成します

問 高齢障がい支援課 (西館1階)
【担当】 嘉村・福井 ☎37・6108

親の会などが主催する宿泊を伴う療育キャンプへの参加費用の助成を行っています。

対象者 市内在住の身体的障がい者(児)または知的障がい者(児)

助成額 1人1泊につき3,000円を限度とし、実支出額と比較して少ない方の額

手続きに必要なもの
・印かん(朱肉を使うもの)

・キャンプ実施要領など(主催者、実施期間、参加費がわかるパンフレットなど)

・キャンプ参加申込書(キャンプ申し込み後の控えなど)

※参加される前に、決定を受けていただく必要がありますので、予定をされている場合は早めに申請をお願いいたします。

「重度心身障害者 医療費助成受給資格者証」の更新

問 高齢障がい支援課 (西館1階)
【担当】 福井・嘉村 ☎37・6108

更新手続きの場所と日程は次のとおりです。

芦刈町の対象者
場所 あしぼる
7月3日(水)

牛津町の対象者
場所 牛津公民館
7月5日(金)

小城市の対象者
場所 ゆめぷらっと小城市
7月11日(木)
(桜岡・岩松校区の人)
7月12日(金)

三日月町の対象者
場所 小城市役所 西館1階
7月18日(木)・19日(金)

受付時間 9時～17時

※指定日に手続きができない場合は、7月18日(木)以降に高齢障がい者支援課障がい者支援係で手続きください。

※対象者には、個別に通知します。

発達障害児(者) 専門相談窓口のお知らせ

小城市ホームページから

発達障害専門相談窓口 検索

問 高齢障がい支援課 (西館1階) 【担当】 嘉村・原 ☎37・6108

県では発達障がい児(者)およびそのご家族が、住み慣れた地域で支援が受けられる体制を整備するため、専門相談窓口を設置いたします。発達障がい児(者)やご家族などの相談を専門相談員がお受けし、ケースに応じて適切な医療機関、相談機関、教育機関、療育機関などを紹介します。

対象者
県内在住の発達障がい児(者)、またはそのご家族(発達障がいの疑いがある人も含みます)

内容
面談(1回50分程度)

申込方法
電話による予約制

場所および窓口設置日
桜葉館
(原則、毎月第2月曜日)

都合により、場所・日程が変わることがあります。事前に電話でお問い合わせください。

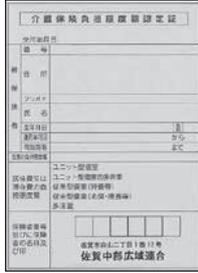
※小城市以外の地域でも開催されています。

申込み・問合せ先
NPO法人それいゆ
専門相談窓口受付担当
☎37・0250
受付曜日・時間
月～金(祝日を除く)
10時～17時



介護保険負担割合証などの更新について

問 申 • 佐賀中部広域連合 給付課 【担当】 坂井・木村 ☎40・1134
 • 高齢障がい支援課 (西館1階) 【担当】 西村・辻田 ☎37・6108

	介護保険負担割合証	介護保険負担限度額認定証
対象者	要支援・要介護認定を受けている人や事業対象者	介護保険施設に入所している人やショートステイを利用する人
証の色	白色 	ピンク色 
現在の有効期限	7月31日(水)まで	7月31日(水)まで
更新の手続き	手続きは不要。 佐賀中部広域連合から新しい負担割合証を郵送します。	8月以降も認定証が必要な場合は、6月3日～28日に、佐賀中部広域連合または高齢障がい支援課に更新の申請をしてください。
新しい証の到着	7月中旬	7月中旬

※介護サービスを利用している人は、新しい負担割合証・負担限度額認定証をケアマネジャーやサービス事業者に提示してください。

電気牧柵の補助について

小城市ホームページから
電気牧柵 検索

問 申 農林水産課 (東館1階)
【担当】 中江・古賀・金丸 ☎37・6125

補助内容
① 本体 (バッテリー)

対象者
小城市在住の人および小城市内に圃場を持っている人

市ではイノシシなどからの農作物被害対策として電気牧柵の補助を行っています。
現在、被害で悩まれている人は、この機会にぜひご利用ください。

農家負担額
① 14,000円
② 41,000円

申請方法
農林水産課にお問い合わせください。

② 本体 (バッテリー) + 支柱、コード、ガイシ (500m分)



運動と買物で認知症予防

問 申 高齢障がい支援課 (西館1階)
【担当】 手塚・今泉 ☎37・6108

高齢者を対象に「運動」と「買物」を併せたプログラムで、認知症予防・閉じこもり予防の事業を実施します。
各4町の保健福祉センターなどで百歳体操を行い、大型ショッピングセンターで歩きながら商品を選び買物を楽しんでもらいます。
自分で考え、動くことが認知症を含め介護予防

につながります。8月から各町月1回開催予定です。皆さんの参加をお待ちしています。
対象者 65歳以上で自ら移動する手段がなく、買物に行くことが難しい人
参加費 1回200円
定員 各町15人
申込方法 高齢障がい支援課へ直接申し込みください。定員になり次第締め切ります。

食中毒に気をつけましょう

問 健康増進課（西館1階）【担当】小野・村岡 ☎37・6106

夏場の食中毒は家庭でも発生しています。食中毒の原因である細菌は、温度や湿度などの条件がそろって食べ物の中で増殖します。それを食べることにより食中毒が引き起こされます。食中毒を防ぐために、家庭でできる6つのポイントを実践しましょう。

①食品の購入



- ・消費期限などの表示を確認する。
- ・肉や魚はそれぞれ分けて包む。

・寄り道しないでまっすぐ帰る。



②家庭での保存

- ・帰ったらすぐに冷蔵庫（冷凍庫）へ入れる。

・肉や魚は汁がもれないように包んで保存する。

・冷蔵庫は10℃以下、冷凍庫は、マイナス15℃以下に保つ。

・冷蔵庫（冷凍庫）には詰め過ぎないようにする。

③下準備

・調理前には手を石けんで丁寧に洗う。

・野菜などの食材はよく洗う。



- ・包丁は生肉・魚を切った後洗って熱湯をかける。
- ・冷凍食品の解凍は冷蔵庫で行う。

・タオルやふきんは清潔なものに交換する。

④調理

- ・調理前に手を洗う。
- ・加熱は十分に行う。

（目安は中、心部分の温度が75℃で1分間以上）
調理を途中で止めたら食

品は冷蔵庫に入れる。



⑤食事

・食事の前に手を洗う。

・長時間室温に放置しない。
・盛り付けには清潔な器具、食器を使う。

⑥残った食品

・調理前には手を洗う。

・早く冷えるように小分けにする。

・温めなおすときは十分に加熱する。

（目安は75℃以上）

・時間が経ち過ぎたり、少しでも怪しいと思ったら思い切って捨てる。

以上のポイントに気を付け、食中毒を予防しましょう。



夏の交通安全県民運動

問 防災対策課（西館2階）【担当】友田・東 ☎37・6119

「守ろう交通安全ルール 高めよう交通マナー」をスローガンに「夏の交通安全県民運動」が実施されます。

期間

7月10日(水)～19日(金)

この期間中は、左記の項目を重点目標に交通安全運動を行います。

- ・追突事故の防止
- ・子どもと高齢者の交通事故防止
- ・道路横断中の交通事故の根絶
- ・飲酒運転の根絶
- ・自転車の安全利用の推進

皆さん一人一人が交通事故の防止に心がけましょう。



パーキングパーミット制度～本当に必要な人のために～

問 申 社会福祉課 (西館1階) 【担当】 江口・西岡 ☎37・6107

「佐賀県パーキングパーミット制度」は、身体に障がいのある人、高齢者の人、妊産婦の人、けがをして一時的に歩行が困難な人など、**身障者用駐車場を本当に必要とする人のための制度**です。利用できる人には申請をしていただくことで、県内に共通するパーキングパーミット(身障者用駐車場利用証)を発行して

利用できる人

- ① 身体に障がいのある人で歩行が困難な人
- ② 一時的に歩行が困難な人(けがや病気の人の、妊産婦で妊娠7カ月～産後3カ月の人)
- ③ 高齢者で歩行が困難な人(要介護1以上の人)
- ④ 難病などにより、歩行が困難な人(難病患者の人、療育手帳の障がいの程度「A」の人)

※申請に必要な書類や有効期限は担当課にお問い合わせください。
※公共施設、県と提携しているショッピングセンターや店舗、ホテルなどの商業施設の身障者用駐車場で利用できます。



▲この看板が目印!

※パーキングパーミットを持っていない人が駐車しているという多くの声を聞きます。本当に必要な人が利用できるよう、ご協力をお願いします。



おぎまんがを連載中です

問 総合戦略課 (西館2階) 【担当】 今村・西田 ☎37・6110



ホームページ
<http://ogyutto.jimdo.com>

QRコードからもアクセスできます▶



ふるさと小城市を楽しく紹介する「おぎまんが」が連載中です。主人公の謎の狛犬と小城市に住む高校生たちが繰り広げるドタバタ漫画です。

「おぎまんが」は、小城市広報番組おぎゅっとホームページ、フェイスブックなどで見ることができます。

定住促進住宅取得奨励金の受け付けは終了しました

問 定住推進課 (東館1階) 【担当】 高口・小柳 ☎37・6150

子育て世帯などの移住・定住促進および地域の活性化を図るため、市内に一戸建て住宅を取得し定住される人に対し、予算の範囲内において定住促進住宅取得奨励金を交付する制度を実施して完了しました。

ご好評につき、5月30日をもって予算額に達したため、申請受付を終了しました。



「市民活動センター」を活用ください！

【問】 ・企画政策課（西館2階） 【担当】 森本・高塚 ☎37・6115
 ・市民活動センター（ゆめぷらっと小城2階） 【担当】 西岡・圓城寺 ☎37・8861

「市民活動センター」では、市民活動に役立つ講座の開催や活動に関する相談の受付など、市民活動団体の活動支援を行っています。ぜひ、ご利用ください。

場所

ゆめぷらっと小城 2階

開館時間

10時～19時

休館日

月曜日、年末年始

施設概要

- ・市民活動相談カウンター
- ・ミーティングスペース
- ・フリースペース
- ・情報コーナー
- ・市民団体用ロッカー
- ・市民団体用レターケース
- ・パソコン1台（インターネット検索ができます）

※市民活動センターでは、

ロッカーとレターケースの利用団体を募集しています。

ロッカーは、市民活動団体の用品や資料の保管場所として、レターケースは、郵便物の受け取りや団体間の情報交換などに利用できます。ご利用には、利用申請が必要です。市民活動センターにお問い合わせください。

料金

- ・ロッカー
（年1、400円税別）
- ・レターケース（無料）



行政相談（無料）をご利用ください

☑ 小城市ホームページから

【問】 総務課（西館2階） 【担当】 田中・古賀 ☎37・6112

行政相談は、公正・中立の立場で行政などへの苦情や意見・要望を受け付け、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。
 市内4カ所、毎月第1から第4火曜日に皆さんからの相談を受け付けていますので、気軽に相談ください。
 （詳細は本誌26ページ）

行政相談委員

小城地区



ほらだしげみ 原田繁美さん

三日月地区



ふるかわよしみつ 古川吉光さん

牛津地区



にしむらきよたか 西村清孝さん

芦刈地区



みずたかずお 水田一雄さん

くらし・困りと相談所

（小城市民一日合同相談所）

日時 7月18日（休）

10時～15時

（受付は14時45分まで）

場所

小城市役所
 西館2階 大会議室

図書館職員を一日体験しよう！

問 申 市民図書館 小 城 館 ☎71・1131
三日月館 ☎72・4946

「図書館の仕事ってどんなことをするんだろう？ やってみたいなー」そう思ったことはありませんか？
一日だけ図書館職員になり、図書館の仕事を体験してみよう！

日時 8時30分～12時

・小 城 館
7月30日(火)
・三日月館
7月31日(水)

対象者 市内在住の小学3年生～6年生

募集人数 各館4人ずつ

申込期限 7月14日(日)

応募方法 市民図書館全館カウンター、または電話で申し込みください。

※応募者多数の場合は抽選を行い、後日結果をお知らせします。

小城のお宝めぐりバスツアー 第7弾

問 申 市民図書館 三日月館
【担当】 田島・土師 ☎72・4946

毎年、大好評のバスツアー第7弾！バスで市内をまわりながら、いろんな小城の「お宝」を発見しよう！
夏休みの宿題・思い出づくりに、ぜひご参加ください。

日時 7月24日(水)
8時30分～12時30分

対象者 小学3年生～6年生

定員 20人

申込期間 6月25日(火)～7月7日(日)

参加費 無料

※事前の申し込みが必要
です。定員を超えた場合は、抽選を行います。

応募方法 市民図書館全館カウンター、または電話で申し込みください。



心のひろば

平成31年3月22日、佐賀新聞に「県内からネット出品」という記事が掲載されました。同和地区の地名や戸数を一覧化した『全国部落調査』の原本復刻版がインターネットのフリーマーケットに佐賀県内から出品され、3冊が購入されていたとみられることが分かったということです。

今もなお、私たちの身近なところで、身元調査を行い、就職差別や結婚差別につながる事が起きているのです。先入観や偏見に惑わされず、あらゆる差別をなくしていけるよう、意識を変えることが大切です。一人一人が意識を持つことで全ての人が幸せに暮らしていけるように…。

意識を変えるきっかけ作りを目的に、市では年8回「じんけんふれあいセミナー」(第2回目7月

「差別をなくす行動へ」

社会教育指導員 やとうしみわ 八頭司美和

17日(水)13時30分～)を開催。

また、8月2日(金)14時から、ドゥイング三日月で「人権・同和問題を考える講演会」が開催されます。講師の松村智広まつむらさとひろさんは元中学校教師で人権問題を明るく前向きにとらえたお話をされています。差別の現実と、人として大切なことは何かを改めて感じ学ぶことができる講演会です。

ぜひ、たくさんの人に聞いていただき、セミナーや講演会で学んだこと、感じたことを自分自身の大切な人へ伝え、さらにこれから先、子どもや孫たちに、「人として大切な事を教えていく」ことができれば差別をなくす行動に繋がるのではないのでしょうか。

問 人権・同和対策室 (西館1階) 【担当】 高塚・原田 ☎37・6136

プレミアム付商品券の“特殊詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください

問 商工観光課（東館1階）【担当】樋渡・相原 ☎37・6129

消費税率の引き上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を支えるためにプレミアム付商品券を発行します。

プレミアム付商品券に関して

- ・プレミアム付商品券を販売するために、市や内閣府などが手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。
- ・市や内閣府などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ・現時点で、市や内閣府などが住民の皆さんの世帯構成などの個人情報を照会することは絶対にありません。

ご自宅や職場などに市や内閣府の職員などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、市や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

110（）にご連絡ください。

〈制度概要〉

購入対象者

- ① 令和元年度の住民税が課税されていない人
- ・住民税が課税されている人に扶養されている人（生計を一つにする配偶者、扶養親族など）および生活保護の受給対象者は除きます。

- ② 平成28年4月2日（令和元年9月30日）までに生まれた子どもがいる世帯主

①、②両方の要件に該当する人は両方とも対象になります。

購入限度額

- ・住民税非課税の人（上記①）1人につき、最大25,000円の商品券を20,000円で購入できます。
- ・子育て世帯主（上記②）対象となる子ども1人につき、最大25,000円の商品券を20,000円で購入できます。

申請期間
8月下旬ごろ
令和2年2月29日

購入可能期間

10月1日～
令和2年3月31日

使用可能期間

10月1日～
令和2年3月31日

※詳細は、決まり次第お知らせします。



「カクニャン」

空き家の適正な管理をしましょう（草刈り・剪定）

問 定住推進課（東館1階）【担当】森永・御厨 ☎37・6150

梅雨は、草木などが繁茂しやすい時期です。

適正に管理されていない空き家の敷地内の草木などが繁茂し越境すると、近隣への迷惑や通行などの妨げにつながります。

さらに、草木などが生い茂ることで、景観も悪くなり、防犯上の危険性も高まります。

空き家を所有・管理されている人は、剪定や除草などを行い、責任をもって適正な管理をお願いします。

管理が難しい場合は…

市は空き家の管理（見回り・除草作業など）について、シルバー人材センターと協定を締結しています。ぜひご相談ください。

小城市シルバー人材センター

☎73・9669

公共下水道供用開始に伴う接続手続き

小城市ホームページから
下水道 供用 検索

問 下水道課 (東館2階) 【担当】糸山・飯守 ☎37・6122

6月30日(日)から、次の行政区の一部が供用開始区域(下水道を使用できる区域)となります。

対象行政区

- ・三日月町の甘木
- ・小城町の朝日町、小城本町
- ・芦刈町の八枝

宅内排水設備工事

下水道を使用するためには、宅内排水設備工事が必要です。市が指定している「排水設備指定工事店」に依頼し、市へ届出を行った後に工事を行ってください。

工事費用 宅内排水設備にかかる費用は、個人負担となります。

補助制度 排水設備工事にかかる費用の負担を少しでも軽減できるように、次のような制度を設けています。

- ・下水道等宅内改造積立金補助金交付制度



・水洗便所等改造資金利息補給金交付制度
市では、将来に美しい自然を残すため、家庭からの生活雑排水を浄化する下水道を整備しています。そのためには市民の皆さんのご協力が不可欠です。

下水道供用開始となった区域内の家庭は、早めの接続をお願いします。※区域の確認や詳細は、お問い合わせください。

家庭ごみの焼却はやめましょう

問 環境課 (西館1階) 【担当】池田・牟田 ☎37・6102



家庭から出る紙やビニールなどのごみを自宅敷地などで野外焼却している事案がみられます。家庭ごみを自宅の敷地などで焼却することは法律で禁じられています。

また野外焼却は火災や煙による近所トラブルにもつながりかねません。絶対にやめましょう。

家庭から出る燃えるごみは指定の袋(黄色)に入れて小城市のごみ回収に出してください。

ごみの適正な処理にご協力いただきまますようお願いいたします。

入札結果を公表します

問 財政課 (西館2階) 【担当】古賀・野中 ☎37・6117

(5月入札分で予定価格が1,000万円を超えるもの)

(単位:円、%)

工事名等	指名業者等	落札業者	落札決定額 (うち消費税相当額)	予定価格 (うち消費税相当額)	落札率	入札執行課
平成31年度 小城公共下水道事業 西部1号汚水第1号管渠布設工事	(株)政工務店、西岡建設(株)、(株)下村建設、 (株)エグチ・ビルド、(株)久保建設、 (株)城南建設、(株)大義建設、 岡本建設(株)、(株)中島工務店	(株)大義建設	60,830,000 (5,530,000)	62,777,000 (5,707,000)	96.90	財政課 ☎37・6117
平成30年度(繰越) 小城公共下水道事業 中央汚水第2号管渠布設工事		(株)下村建設	66,550,000 (6,050,000)	71,379,000 (6,489,000)	93.23	
平成31年度(令和元年度) 芦刈特定環境保全公共下水道 事業高道・舎管渠布設工事		(株)政工務店	62,920,000 (5,720,000)	66,363,000 (6,033,000)	94.81	
平成31年度(令和元年度) 小城公共下水道事業 小城本町第1号管渠布設工事		西岡建設(株)	30,140,000 (2,740,000)	30,877,000 (2,807,000)	97.61	

※入札結果は、市ホームページでも公表しています。

小城市ホームページから 入札結果 検索

